①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）
②名称	Ministry of Justice /Registrar General's Department
③所在地	Dodoo Street Ministries Accra
④連絡先	(電話) (233) 244 287 264　　(FAX) (233 21) 662 043 (E-mail) graceissahaque@hotmail.com　　(internet) https://www.aripo.org/ghana
⑤組織の長	Registrar General ：Mrs. Grace Issahaque
⑥沿革	(1) 1957 年英国ゴールドコースから独立。1960 年に共和制に移行した。 (2) 1993 年軍事政権が民政に移管、1996 年議会選挙および憲法が制定された。憲法には知的財産の規定はないが、公共の安全又は国の経済的幸福に基づく法律で制限される以外は、私有財産の保護が規定されている。 (3) ガーナにおける特許意匠制度は、特許については 1960 年に特許法が制定され(この特許法は、後に廃止された)。意匠については英国意匠法(182 章)が制定された。その後、特許については、2003 年 12 月 31 日に特許改正法及び意匠改正法が施行された。 ガーナは、アフリカ地域工業所有権機構(ARIPO)の加盟国であり、特許及び意匠制度については、1984 年議定書及び 1997 年 2 月 26 日 PCT が発効し、これら国際条約で保護可能となった。 (4) 商標については 1965 年商標法が 2004 年 2 月 6 日に施行され、2014 年 4 月 24 日に改正法が施行された。 (5) 商標制度については、ガーナは ARIPO の加盟国であるが、ARIPO 官庁による標章の登録について規定するバンジュール議定書を批准していない。マドリッドプロトコールは 2008 年 9 月 18 日に発効し、保護を受けることができる。
⑦所管	特許、実用新案、商標、意匠、原産地表示，集積回路配置，植物品種保護

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1976/6/12	1991/10/11			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1976/9/28			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2006/11/18	2013/2/16
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
			2008/9/16	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2008/9/16	1997/2/26		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	20		21	20
	（内　外国出願）	8		14	14
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）	8		14	14
実用新案	全数			17	
	（内　外国出願）			17	
意匠	全数	1,013	40	768	482
	（内　外国出願）	89	40	120	142
	（内　日本から）	1	4		
商標	全数	3,359	1,362	3,501	3,540
	（内　外国出願）	2,506	1,362	2,831	2,787
	（内　日本から）	28	24	24	14

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	（内　外国出願）				
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）				
実用新案	全数			2	
	（内　外国出願）			2	
意匠	全数	989	31	93	61
	（内　外国出願）	69	31	93	61
	（内　日本から）	1	3		
商標	全数	3,231	1,506	3,002	4,253
	（内　外国出願）	2,919	1,505	2,704	3,832
	（内　日本から）	31	32	41	25

出典：WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉　情報を得られませんでした。（上記 HP は ARIPO のページ）

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2003 年 12 月 31 日施行（2003 年特許法第 657 号）
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、特許協力条約(PCT)締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段に規定のない雇用契約に基づいてなされた発明は雇用主に帰属する。(特許法 4 条(1)、(4)、(5))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、ガーナに居住する法律実務家を代理人に選任しなければならない。 (特許法 30 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (特許法 12 条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知，内外国刊行物 (特許法 3 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項は出願日(優先日)から 12 月以内に開示された場合、新規は喪失しない。 (1)出願人又は前権利者の行為による、又はそれらの者の行為に基づく開示 (2)出願人又は前権利者を第 3 者が虐待又はその結果による開示 (特許法 3 条(4))
	⑪非特許対象	（1）発見、科学的理論又は数学的方法 （2）事業、純粋に精神的な活動又はゲームを行うための計画、規則又は方法ゲームを行うための計画、規則又は方法 （3）人体又は動物の治療・診断方法。これらの方法に用いられるものには適用されない。 （4）人体、動植物の健康及び環境への害悪となる発明などの公序良俗に反する発明 （5）微生物以外の植物及び動物 （6）植物品種 （7）植物又は動物の生産のための、非生物学的方及び微生物学的方法以外の生産学的方法 (特許法第 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 9 条(7))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は特許の無効を裁判所に提訴することができる。　　(特許法第 15 条(1))

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">ガーナ共和国
Republic of Ghana （GH）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特許制度</td><td>⑱実施義務</td><td>有。出願日から 4 年、又は特許付与日から 3 年の何れか遅く満了する期間。この期間が経過後は、強制実施権設定の対象となる。 （特許法第 14 条(1)）</td></tr>
<tr><td>⑲費用単位
GHS(ガーナ・セディ)</td><td>［出願から登録までに掛かる費用］
PCT 国内手数料 10,000 GHS
［特許権維持に掛かる費用］
年金
2 年次 20,000 GHS　8 年次 80,000 GHS　14 年次 350,000 GHS
3 年次 30,000 GHS　9 年次 90,000 GHS　15 年次 400,000 GHS
4 年次 40,000 GHS　10 年次 100,000 GHS　16 年次 450,000 GHS
5 年次 50,000 GHS　11 年次 150,000 GHS　17 年次 500,000 GHS
6 年次 60,000 GHS　12 年次 250,000 GHS　18 年次 550,000 GHS
7 年次 70,000 GHS　13 年次 300,000 GHS　19 年次 600,000 GHS</td></tr>
<tr><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。出願料、年金が、出願人が個人又は雇用者が 25 人以下の企業の場合には、50%に減額される。</td></tr>
<tr><td>㉑PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>無。</td></tr>
</table>

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2003 年 12 月 31 日施行（2003 年特許法第 657 号） （注）特許法の規定が準用される。
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法 8 条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。(特許法 30 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 7 年。更新は出来ない。
	⑨新規性判断の基準	内外国公知，内外国刊行物(特許法 3 条(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は何れも発明の開示日から 6 月。 (1)出願人又は前権利者の行為によ.る、又はそれらの者の行為に基づく発明の開示 (2)出願人又は継承人に悪意を持った第 3 者による発明の(特許法 3 条(4))
	⑪不登録対象	（1）発見、科学的理論又は数学的方法 （2）植物又は動物の生産のための、非生物学的方及び微生物学的方法以外の生産学的方法 （3）事業、純粋に精神的な活動又はゲームを行うための計画、規則又は方法ゲームを行うための計画、規則又は方法 （4）手術又は治療による人又は動物の処置、及び人又は動物の診断のための方法 （5）微生物以外の植物及び動物 （6）植物品種 （7）公序良俗を守るために国内で商業的実施が防止される発明。なお、この公序良俗には、次のものを含む。 (イ)人、動物又は植物の生命又は健康 (ロ)環境に対する重大な損害の回避(特許法 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 17 条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は特許の無効を裁判所に提訴することができる。（特許法第 16 条(6)）

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （ＧＨ）	
	⑱実施義務	有。特許出願日から 4 年、特許付与日から 3 年の何れか遅い方。 （特許法第 14 条(1)）
	⑲費用単位 GHS（ガーナ・セディ）	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　5,000　GHC [特許権維持に掛かる費用] 年金 1 年次　5,000　GHC　4 年次　20,000 GHC 2 年次　10,000　GHC　5 年次　25,000 GHC 3 年次　15,000　GHC　6 年次　30,000 GHC
	⑳料金減免措置の有無	有。出願料、年金が、出願人が個人又は雇用者が 25 人以下の企業の場合には、50%に減額される。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2003 年 12 月 31 日施行（2003 年意匠法第 660 号）
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	意匠創作者及び承継人(自然人、法人)（意匠法第 3 条(1)、(4)）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。(意匠法 20 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	5 年。　5 年ずつ 2 回延長できる。(最長 15 年) （意匠法第 10 条(1)、(2)）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法 2 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は何れも発明の開示日から 1 年。 (1)出願人又は前権利者の行為によ.る、又はそれらの者の行為に基づく意匠の開示 (2)出願人又は継承人に悪意を持った第 3 者による意匠の.開示 (特許法 2 条(3))
	⑪不登録対象	(1) 専ら技術的効果を奏するためにのみ役立ち、外観の独創的特徴に自由度のない意匠　　（意匠法第 1 条(2)） (2) 公序良俗に反する意匠(意匠法第 2 条(4))
	⑫実体審査の有無	有。方式要件の他、意匠の成立要件、及び不登録対象に関しては審査される。(意匠法第 6 条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第 5 条(7))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ガーナはロカルノ協定には未加盟）（意匠法第 5 条(7)、第 26 条）
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は異議申立を行える。（意匠法第 7 条(1)） (注)異議申立の期間については、施行規則が未入手のため不明。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は意匠の無効を裁判所に提訴することができる。　　（意匠法第 12 条(1)）
	㉓登録表示義務	無。

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （ＧＨ）	
意匠制度	㉔費用単位 GHS（ガーナ・セディ）	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料 （情報が得られませんでした） ［意匠権の維持に掛かる費用］ 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした）

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （GH）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2004年2月6日施行　(2004年商標法第664号)
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	無。ガーナはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条、第8条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標(商標法第1条)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第5条(g))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第17条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	１０年。　１０年毎に更新できる。 (商標法第10条、第１１条(1))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 商号である標章。 (2) 他の事業の商品又は役務から当該商品又は役務を識別できない標章。 (3) 公序良俗に反する標章。 (4) 商品又はサービスの地理的出所、性質又は特性への特別な言及があることにより、公衆又は取引業界を誤解させる恐れがある標章。 (5) 国、政府間機関等の紋章、旗、記章、名称、略称、頭文字、証明印等と同一であるか、若しくはそれらの模造であるか、又はそれらを要素として含む標章。 (6) ガーナにおいて周知である、他社の、同一又は類似の商品又は役務に係る商標と同一であるか、混同するほどに類似しているか、又はその翻訳であるか、又は同一ではなく、類似でもない商品又は役務に係り、ガーナにおいて周知であり、かつ登録されているが、使用すると商品又は役務が当該周知の商標の所有者と関連があることを示し、当該所有者の利益が損なわれる恐れがある標章。 (7) 既に登録されている他の所有者の商標に同一であるか、同一の商品又は役務、若しくは密接に関連する商品又は役務に係りより早い出願日又は優先日を有する出願の商標に同一であるか、又はこれらの商標によく似ており、欺瞞し、又は混同を生じさせる恐れがある標章。 (商標法第5条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第5条(f))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第4条(2))
	⑱実体審査の無及び審査事項	有。既に登録されているものと同一又は類似であるか否かの審査が行われる。(商標法第6条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	ガーナ共和国 Republic of Ghana （ＧＨ）	
商標制度	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は異議申立を行える。(商標法第６条(2)、(3)) (注)異議申立の期間については、施行規則が未入手のため不明。
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は商標の無効を裁判所に提訴すること ができる。 (商標法第 12 条(1)、(2))
	㉔不使用取消制度の有無	有。５年。継続して５年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 14 条(1))
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類第８版）を使用している。
	㉖図形要素の分類	（情報が得られませんでした）
	㉗譲渡要件	無。 商標権は、営業とは無関係に譲渡できる。
	㉘費用単位 US$	登録局：https://rgd.gov.gh/Industrial%20Property.html [出願から登録までに掛かる費用] 出願料： 200.00US$ 登録料： 240.00US$ 登録証発行手数料： 240.00US$ [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料： 240.00US$ 登録証発行手数料： 240.00US$
	㉙料金減免措置の有無	（情報が得られませんでした）